## 書類記号: A-3 国債等相続手続請求書(名義書換請求書)(兼相続上場株式等移管依頼書)



加入通帳等を保有しておりました下記被相続人は死亡し、私(共)が右1記載の国債等を相続することになりました。 ついては、私(共)は、同国債及び同国債の利子を、指定した代表相続人に名義書換えすることに同意しますので、 代表相続人の名義に書換えてください。※移管日については可能な限り早い日を希望します。

なお、同国債の相続人その他の権利関係を有する者は、私(共)以外に存在しません。

上記のとおり相違なく、また、書面の記載内容についても相違ありません。万一、私ども以外の者から権利を主張されるなど、本件に関して後日どのような紛議が生じた場合においても、私(共)が連帯して責任を負い、ゆうちょ銀行又は郵便局に対しては一切迷惑・損害をおかけしません。

また、租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項の規定に基づき、被相続人が保有していた特定上場株式等を、移管先の営業所に開設されている代表相続人の特定口座に移管することを依頼します。(代表相続人が、特定口座を開設している場合に限ります)

※それぞれの相続人ご本人様が自署してください。

被	死亡日				年			月		日	フリガナ				
被相続人	おところ										おなまえ				
시											生年月日		年	月	目
代表	おところ	₹									電話番号		_	_	
代表相続人											実印				
	フリガナ														XH,
(請 求 人	おなまえ														
스	40'A A.C.										生年月日		年	月	日
	おところ									おところ				eteron	
代表相続人以外の								実印							実印
続人以	おなまえ										おなまえ				
外の相	おところ					実印		おところ				実印			
相続人									关中						关H <sup>i</sup>
	おなまえ										おなまえ				
□ 遺言執行者 □ 遺産整理受任者															
おと	おところ							実印							
おな	まえ								電話者	番号		_	_		
	金事務セン	ノター	-使用	欄>										<u> </u>	

1	囯亻	責等	(D)	阴	紁

記号·番号	個別番 <del>号</del>	銘柄	額面金額	通帳等の有無
		国債 第 回 ( 年)	万円	あり・ なし(紛失)
		国債第回	万円	あり・ なし(紛失)
		国債 第 回 ( 年)	万円	あり・ なし( <del>紛</del> 失)
		国債 第 回 ( 年)	万円	あり・ なし(紛失)
		国債第回	万円	あり・ なし(紛失)
ト記の「洛帕ダの方無・増)?	₹51 (%\/F-) L=	国債第回	万円	あり・ なし(紛失)

上記の「通帳等の有無」欄に「なし(紛失)」と表示したものは、加入通帳等を紛失しましたので、未提出のまま 処理してください。なお、発見した場合は、ただちにゆうちょ銀行又は郵便局に返却します。

- 2 国債等の相続方法
- (1) 代表相続人の税区分 (該当する記号を○で囲んでください。)

	課 税•非課税	個人•法人									
(2) 代表	(2) 代表相続人のお名前と通常貯金(特定口座)の記号番号を記入してください。										
フリガナ											
おなまえ											
通常貯金 (特定口座) 記号番号	記号(6桁目がある場合は※欄に記入ください。)	番号(右詰めでご記入ください。)									
<b>%</b> (2	)は、代表相続人が特定口座をご利用	されている場合または1において利子・償還金を									

- 相続される場合にご記入ください。
- 3 遺言の有無(被相続人の遺言書の有無について該当する番号を○で囲んでください)

(1) 無し	(2)	有り
--------	-----	----

4 外国に居住されている相続人の有無

□ いる ➡ いる場合は下段に居住国を記載してください。(複数いる場合は全て記入して下さい。)							
□ いない							

被相続人が特定口座を開設していた	所在地	確認者印	確認区	本・代・法
金融商品取引業者等の営業所	<sup>名称</sup> 株式会社 ゆうちょ銀行	., ,, ,	,,_,,	<b>~ 人・貯・顧</b>
代表相続人が特定口座を開設している	所在地	特記事項		
金融商品取引業者等の営業所	<sup>名称</sup> 株式会社 ゆうちょ銀行	被相続人の口座区分	(a) 一般口座	(b) 特定口座